

2022年2月21日

京都府議会議長 菅谷寛志 殿

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 5階
京都地方労働組合総評議会
議長 梶川 憲

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく
「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」
の抜本的改善を求める陳情書

【陳情趣旨】

医療・介護・保育・学童保育・障害福祉の現場は常に人手不足で、離職も多く、その理由のトップには常に「責任の重さに比して賃金が低い」ことが挙げられています。やりがいを感じながらも働き続けられず辞めていく職員は後をたちません。介護職員や保育士、障害福祉職員の賃金は、全産業平均より月 7～10 万円低く、専門職として仕事に見合う賃金ではありません。

こうした事態の中、政府は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、看護職員、介護・職員、障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭、公定価格で規定されるケア労働者の賃金引き上げの具体化を進めています。

しかし、政府が進める賃金引き上げの額や範囲は、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員は収入の 3%程度（月額 9000 円）、看護職員は収入の 1%程度（月額 4000 円）の引き上げにとどまっています。さらに、看護職員は「救急搬送年 200 件以上の医療機関の看護師ら」と対象を絞っていることや、対象職種以外は、基本的に対象にならないとされ、対象職種以外に分配すると賃上げ額が下がることとなります。ケア労働者は、コロナ禍の中で自らの健康と生活をなげうって、国民の命と暮らしを守るために激務のなかで必死に奮闘してきました。しかし、「使命感・責任感」では支えきれなくなり、退職者が続出し、深刻な事態になりかねないのが現場の実情です。

新型コロナウイルスの感染拡大から、国民の命を守るためには大幅な増員が必要です。その役割にふさわしい賃金にしなければ、担い手は確保できず、安全安心の医療・介護・福祉は実現できません。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」の抜本的改善を行うこと。